

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人洗心福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員・評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- | | |
|------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤に理事に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌日）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席などの法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員・評議員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2台1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円
理事	月額 100,000 円

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事・監事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円+源泉所得税
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円+源泉所得税
監事の監査等への出席	15,000 円+源泉所得税

別表第3 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	5,000 円+源泉所得税
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円+源泉所得税